

V 畜産の部

解 説

この部には、「畜産統計調査」及び「牛乳乳製品統計調査」結果並びに牛個体識別全国データベース等の情報により集計した加工統計から、飼養戸数、飼養頭（羽）数、生乳生産量と処理量、牛乳等生産量に関する統計を収録した。

1 調査等の概要

(1) 畜産統計調査

ア 調査対象

全国の豚飼養者、採卵鶏の飼養者及びブロイラーの飼養者とした。

ただし、採卵鶏については、成鶏めす又はひなのみ、種鶏のみのいずれかで1,000羽以上飼養する者とした。ブロイラーについては、年間出荷羽数3,000羽以上の者とした。

また、複数の飼養地（畜舎）を持ち、個々に要員を配置して飼養を行っている場合、それぞれの飼養地（畜舎）を1飼養者とした。

ここでいう飼養者とは、家畜を飼養する全ての者（個人又は法人）のことであり、学校、試験場等の非営利的な飼養者を含む。

なお、飼養者が複数の畜種を飼養している場合は、それぞれの畜種別に調査の対象とした。

イ 調査期日

2月1日現在

ウ 調査方法

報告者に対して調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により行った。ただし、報告者の協力が得られる場合は、オンライン調査システムにより回収する自計調査の方法も可能とした。

(2) 牛乳乳製品統計調査

ア 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する事業所のうち牛乳処理場及び乳製品工場（以下「処理場・工場」という。）並びにこれらを管理する本店又は主たる事務所（以下「本社」という。）とした。

ただし、アイスクリームのみを製造する乳製品工場のうち、年間の製造量が5万リットルに満たない工場及び乳飲料、はつ酵乳又は乳酸菌飲料のみを製造する牛乳処理場のうち、生乳を処理しない工場は除く。

注： 本調査で分類する処理場・工場と日本標準産業分類の対応は次表のとおり。

調査の範囲	日本標準産業分類上の分類
処理場・工場	09 食料品製造業
	091 畜産食料品製造業
	0913 処理牛乳・乳飲料製造業
	0914 乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）

イ 調査の対象

経済センサス（令和元年）公表年に事業所母集団データベースから処理場・工場に該当する事業所を抽出し、毎年、都道府県、保健所等から収集した休廃業等の状況を反映させた情報を母集団とする。

(7) 基礎調査

毎年12月31日現在で稼働している全国の全ての処理場・工場

(イ) 月別調査

以下のa～eのいずれかに該当する処理場・工場又は本社

a 全ての乳製品工場

b 基礎調査結果における12月の月間受乳量が300トン以上の牛乳処理場

c 基礎調査結果における12月の月間受乳量が300トン未満の処理場であって、かつ、県外から生乳を受乳又は、県外へ飲用牛乳等を出荷（出荷予定を含む。）している牛乳処理場

d a～cの処理場・工場における12月の月間受乳量が、基礎調査対象処理場・工場の都道府県別の12月の月間受乳量の80%に満たない場合について、カバレッジが80%を超えるまでの牛乳処理場

e 全粉乳、脱脂粉乳、バター及びホエイパウダーの在庫を一括管理している本社

ウ 調査期間

1月～12月の1年間を調査期間とし、基礎調査は12月31日現在、月別調査は毎月末日現在で実施した。

エ 調査方法

民間事業者が調査対象処理場・工場又は本社に調査票を郵送により配布し、郵送若しくはFAXにより回収する自計調査又は調査対象処理場・工場又は本社が政府統計共同利用システムのオンライン調査システムにより入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施した。

(3) 牛個体識別全国データベース等の情報により集計した加工統計（乳用牛及び肉用牛）

乳用牛及び肉用牛については、飼養者を対象とした統計調査を廃止し、令和2年から新たに牛個体識別全国データベース（以下「個体データ」という。）、乳用牛群能力検定成績等の情報を利用して集計する加工統計に変更した。

ア 集計の対象

全国の個体データに登録された乳用牛及び肉用牛の飼養者。

イ 集計の期日

毎年2月1日現在。

ウ 集計方法

(7) 飼養戸数

飼養戸数は、個体データに登録されている飼養者ごとの飼養形態（乳牛・肉牛・複合）を集計した。

ただし、飼養形態が乳用牛飼養者であっても個体データに乳用牛の頭数登録がない飼養者及び飼養形態が肉用牛飼養者であっても個体データに肉用牛の頭数登録がない飼養者は、飼養戸数に含めていない。

(イ) 飼養頭数

a 乳用牛全体

個体データの乳用種めすの飼養頭数から肉用目的に育成・肥育中の乳用種めすの飼養頭数を差し引いて集計した。

なお、肉用目的に育成・肥育中の乳用種めすの飼養頭数については、個体データに登録の飼養者ごとの牛の種類・年齢別情報による、乳用種めすのうち3歳未満の牛のみを飼養し、かつ、牛の飼養頭数に占める肉用種、乳用種おす及び交雑種の飼養頭数割合が8割以上の飼養者の乳用種めすの飼養頭数とした。

b 肉用牛全体

個体データの肉用種、乳用種おす及び交雑種の飼養頭数に、肉用目的に育成・肥育中の乳用種めすの飼養頭数を加えて集計した。

2 用語の定義・約束

乳用牛	搾乳を目的として飼養している牛及び将来搾乳牛に仕立てる目的で飼養している子牛をいう。したがって、本統計の対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除いた。 乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によることとし、めすの未經産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とした。 ただし、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中のものは肉用牛とせず乳用牛とした。これは、と畜前の短期間の肥育が一般的であり、本来の肉用牛の生産と性格を異にしていること、及び1頭の牛が乳用牛と肉用牛に2度カウントされることを防ぐためである。
成畜	満2歳以上の牛をいう。 ただし、2歳未満であっても既に分べんの経験のある牛は、成畜に含めた。
肉用牛	肉用を目的として飼養している牛をいう（種おす、子取り用めす牛を含む）。 肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分することとし、乳用種のおすばかりでなく、めすの未經産牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
肉用種の子取り用めす牛	子牛を生産することを目的として飼養している肉専用種のめす牛をいう。
豚	肉用を目的として飼養している豚をいう。
肥育豚	自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。

子取り用めす豚	生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚をいう。
種 お す 豚	生後6か月以上で種付けに供することを目的として飼養しているおす豚をいい、過去に種付けに供したことのある豚及び近い将来種付けに供することが確定している豚をいう。
そ の 他	肥育豚、子取り用めす豚及び種おす豚以外の豚をいう。また、肥育用のもと豚として販売する場合はここに含めた。
採 卵 鶏	鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。
ブ ロ イ ラ ー	当初から「食用」に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」「卵用種」の種類を問わないが、採卵鶏の廃鶏は含めない。 なお、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏であれば、地鶏及び銘柄鶏もここに含めた。 この場合の「地鶏」とは特定JAS規格の認定を受けた鶏（ふ化後75日以上で出荷）を、「銘柄鶏」とは一般社団法人日本食鳥協会の定義により出荷時に「銘柄鶏」の表示がされる鶏をいう。
生 乳	搾乳したままの人の手を加えない乳用牛の乳をいう。 なお、牛乳乳製品統計調査での乳とは、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）で定める乳から生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除いたものをいう。
牛 乳	生乳以外のものを混入することなく、直接飲用又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳で、乳等省令に沿って製造されたものをいう（以下の加工乳からアイスクリームまでについても同様に、乳等省令に沿って製造されたものとする。）。 なお、牛乳乳製品統計調査では、ロングライフミルク（LL牛乳）及び特別牛乳は牛乳に含まれる。
加 工 乳	生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。
成分調整牛乳	生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。
乳 飲 料	生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料をいう。
は っ 酵 乳	乳又はこれと同等以上の無脂乳固形分を含む乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主原料とする食品をいう。）を乳酸菌又は酵母ではっ酵させ、糊状若しくは液状にしたもの又はこれらを凍結したものをいう。